

雙魚堂雜錄

十

明治四十三年七月上浣

特別
44
1919
249



38- 9061

昭和四十三年七月二十日

十名成り五人誌

海印寺ノ位置

海印寺ハ慶尚北道陝川郡各寺面伽倻山中ニ在リ四面伽倻ノ連峯屹峙圍繞シ清溪其間ヲ縫フテ縈廻馳走ス其境内海印寺ヲ中心トシ周回七十韓里東西南北各十韓里ニシテ北ヨリ東ハ伽倻ノ最高峯連互シテ慶尚南道星州郡ニ界シ北ヨリ西ハ同北道居昌郡ニ界シ南ハ本郡崇山面及山魚面ニ東南ハ本面武陵洞ニ接ス寺僧ノ調査スル所ニ依レハ其實測面積三千一百八十七町ニ及四畝十四歩ナリト云フ四山楢櫟楓等ノ落葉樹森々トシテ繁茂叢生シ交ユルニ松檜ヲ以テス其立木數

三百二十一萬餘株地域幽邃閑雅ニシテ塵寰ト絶々真
ニ靈境タルヲ覺ユ本寺ハ北ニ大伽倻ノ峻峯ヲ負ヒ溪
流ニ枕ミ最モ形勝ノ地ヲ占ム本寺ヨリ各都邑ヘノ距
離ハ南方所轄觀察道所在地晋州ヘ二百韓里所轄陝川
郡廳ヘ八十韓里(守備隊憲兵分遣所及巡查駐在所アリ)治爐ヘ三十韓里(守備隊及巡查駐在所アリ)
東、大邱驛ヘ百三十韓里高靈郡廳ヘ五十韓里星州郡
廳ヘ七十韓里、北、金泉驛ヘ百十韓里知禮郡廳ヘ七十
韓里、西、居昌郡廳ヘ七十韓里ニシテ治爐ニ向フ道路
ヲ除クノ外ハ何レモ險峻ナル峠ヲ險エサルヘカラス
附近村落ハ唯治爐ニ向フ方面ニ五韓里ニシテ紅流洞

アリ十韓里ニシテ武陵洞アリテ地漸次ニ開ケ民家所
々ニ散在スルモ其他ノ方面ニ在リテハ何レモ十韓里
乃至二十韓里ノ間峻坂險路ヲ跋涉シタル後ニ非サレ
ハ民家所在地ニ達スルコト能ハス故ニ京城ヨリ本寺
ニ至ルノ道路ハ大邱驛ヨリ高靈治爐ヲ經ルヲ以テ尤
モ便利ニシテ且良好ナルモノト認ム

海印寺ノ建造物

本寺ハ新羅哀莊王ノ第二年壬午名僧順應ノ創立スル
所ニシテ今ヲ距ルコト一千一百九年前ニ屬ス其後數
回ノ火災ニ罹リ現今ノ伽藍ハ九十四年前ノ重建ニ係

ルモノトス今其遺礎ヲ検スルニ現在建物ノ規模ハ遠ク古ニ及ハサルモノ、如ク從テ其結構モ亦莊嚴ヲ極メタルモノト稱スルコトヲ得ス本堂即チ大寂光殿ハ其建坪一百二十五坪餘ニシテ本堂ノ後ニハ藏經閣二棟アリ其建坪合セテ三百十四坪四合八勺トス右ノ外殿堂庵室等重ナル建物ハ山内ヲ通シテ瓦葺八十九棟草葺四棟合計九十三棟猶ホ門樓等ヲ通スレハ一百以上ニ達スヘク其主タル建物ノ總坪數實ニ二千五百六坪八合三勺餘ニ上ル

藏經閣ノ構造

藏經閣ハ本堂即チ大寂光殿ノ背後ニ在リテ二棟ヨリ成リ繞ラスニ墻垣ヲ以テシ一區域ヲ劃ス内ニ大藏經版八萬六千六百八十六枚ヲ藏セリ本閣ノ基址ハ本堂ノ基址ヲ抜クコト約二十五尺後ニ伽椰ノ高峯ヲ頁ヒ南西ニ向フ本堂ヲ距ルコト約十間ナリ石階二十四級ヲ上レハ大門アリ之ニ普眼堂及藏經閣ト題スル扁額ヲ掲クニ棟共ニ間口約三十三間半奥行約五間ノ木造瓦葺ノ平家ニシテ天井ヲ張ラス又床ヲ設ケスニテ総テ土間ナリ而シテ前後及左右側面共ニ二間毎ニ上下二箇所ノ窓ヲ設ケ格子ヲ箱入シ以テ空氣ノ流通ヲ便

ニセリ前面ニ在ル一棟ニハ入口ニ修多羅藏ト題セル
額ヲ掲ケ左右ノ柱ニ四十年説何會法 六十卷經獨此
法ト彫刻セル柱聯ヲ懸ケ中央通路ノ上ニ一室ヲ設ケ
アリテ其前面ニハ萬經閣ト題スル額ヲ掲ケ又靈壽殿
ノ額ヲ掲ク室内ニハ世祖大王ノ畫像(近年模寫シタル
モノ、如シ)及光武三年ニ印刷シタル大藏經ヲ藏ス(礎
此室ノ左右ニハ中央ニ各間口約八十六尺奥行約七尺
高約十二尺ノ版架ヲ作り之ヲ五層ニ區劃シ又背面壁
際ニ間口約四尺奥行約五尺ノ版架十六個(内四個小間口約三尺)ヲ作
リ亦五層ニ區劃ス而シテ左側面壁際ニ壇ヲ設ケテ童

眞菩薩ヲ祭レリ後面ニ在ル一棟ハ中央ニ一室ヲ設ケ
題シテ法寶殿ト云ヒ左右ノ柱ニ圓覺道場何處 現今
生死卽是ト刻シタル柱聯ヲ懸ク此室内ニ安置セル佛
像ハ毗廬遮那佛ニシテ經閣設置後暫クシテ奉安シタ
ルモノナリト云フ入口ハ此室ノ兩側ニ設ケアリ屋内
ニ版架ヲ設ケタル状態總テ他ノ一棟ト異ナルコトナ
ク唯中央ニ設ケタル版架ハ其間口約八十尺ニシテ背
面壁際ニ設ケタル版架中小ナルモノハ唯二個ナル點
ノミ相違セリ此一棟ニモ背面壁際ニ山神ノ畫像ヲ祭
レリ此二棟ノ建坪ハ總計三百十四坪四合八勺ニシテ

其規模宏壯ニシテ堅牢ナレトモ其結構別ニ輪奐ノ美
 ナク全ク藏經ノ目的ヲ以テ建築セラレタル倉庫ニシ
 テ其創立ノ時代ハ今之ヲ詳ニスルコト能ハサレトモ
 大藏經版彫刻ノ後久シカラズシテ本寺ニ藏セシメタ
 ルモノナルヘク而シテ刻板全部ノ完成ハ高麗宗ノ第
 三十八年即チ南宋理宗淳和十一年辛亥ニ當リ今ヲ距
 ルコト六百六十年前ナルヲ以テ本閣ノ創設モ亦其前
 後ニ在リタルモノト推考スルコトヲ得ヘシ然レトモ
 其後本朝世祖大世大王ノ第三年(四百五十三年前)ニ及
 ヒ藏經ノ堂陋隘ナルヲ以テ慶尙監司ニ命ジ舊制ヲ増

シ四十間ヲ構造セシメタルモ後チ屋宇傾斜シタルヲ
 以テ更ニ成宗第十九年(四百二十三年前)ニ仁粹王大妃
 仁惠王大妃ハ世祖大王及同妃ノ遺旨ヲ詔キ内帑ノ米
 布ヲ發給シ又工匠ヲ遣ハシ本寺ノ重修ト共ニ本藏經
 閣三十間ヲ改造シ普眼堂ノ扁額ヲ掲ケタリトノ記事
 弘事四年春秋館修撰官曹偉ノ撰ミタル海印寺重修記
 ニ在ルニ徵スレバ本閣ハ世祖及成宗ノ朝ニ重修改造
 セラレ創立當時ノ面目ハ全ク一新セラレタルモノニ
 シテ高麗時代ノ建築物タルノ價値ヲ失ヒタルモノト
 ス

大藏經版ノ状態

大藏經版ハ二棟ノ藏經閣ニ藏シ其數八萬六千六百八十
 十六枚五層ノ版架ニ每層縱ニ二列ニ配列シ中央ノ版
 架及壁際ニ設ケタル大ナル版架ハ猶亦前後雙方ヨリ
 之ヲ排列シアリテ恰モ洋風ノ書架ニ洋書ヲ排列シア
 ルカ如シ然レトモ現在設ケアル版架ニテハ悉皆全部
 ノ經版ヲ容ル、コト能ハサルヲ以テ剩餘ノ分ハ各架
 上殆ント屋背ニ達スルマテ乱雜ニ積ミ重子アルヲ見
 ル版木ハ梓ニテ作り材質頗ル堅緻ニシテ其寸法ハ縱
 約八九寸横約二尺二三寸厚八九分重量約五百匁(版木ニ
 約ハ)

尠ノ相
 違アリ 文字ハ概子其兩面ニ彫刻セリ但卷末ノ枚數奇

數十ルトキハ一面ハ木地ノ儘トス又版木ノ左右兩端

ニハ拵木ヲ付シテ罅裂屈曲ヲ防キ且四隅ニ鋤又ハ鐵

ノ抱金ヲ釘装シテ其剝離脱落ヲ防キ且其兩端ノ小口

ニハ經名卷數枚數及版木ノ番號(千字文ヲ以テ順序ヲ立テアリテ
 大藏經目錄モ亦之ニ依リテ格納
 スハキ書函ノ
 順序ヲ定メアリ)ヲ彫刻シテ搜索抽出ニ便ニシ用意周到ヲ極

ム版架ニモ版木ト同シク亦千字文ノ順序ニ依リテ番

號ヲ付シアルニ依リ此等ノ版木ハ大概子相當ノ版架

ニ納メアレトモ近來其整理宜シキヲ得サリシ結果ト

シテ混乱ヲ生シ現ニ今回目錄ヲ印刷セシメタル際ニ

ハ之二要スル版本二枚ノ所在ヲ發見スルコト能ハサ
リシ（昨年青木某カ自ラ印刷ラ爲シタル際ニ錯
雜ヲ来シタルモノ多クアルヘシト認ム）經版ノ彫刻ハ實ニ

六百六十年前ニ在リテ頗ル年所ヲ經タルニモ拘ハラ
ス古來其保管ニ注意セシト印刷ノ度數甚々多カラサ
リシトニ依リ破損朽腐シタルモノ多カラサル如ク（鞞

上ニ破損ト記セル箇所アリテ約二百枚以上モ積重子アリタリ又版本ノ兩端ニ難シ
作セル柄木ノ脱離セルモノアリ從テ其損傷ノ割合ハ實際整理ヲ爲サレハ判明シ難シ

彫刻精美文字鮮明道麿ニシテ眞ニ國寶タルノ價値ア
ルモノトス傳フル所ニ依レハ經版ノ材料ハ當初巨濟
島ヨリ伐出シテ金海（シヨング）島ニ海路輸送シ同島
ニ於テ彫刻ヲ爲シ更ニ同島ヨリ水路洛東江ヲ溯リテ

高麗郡開浦ニ揚陸シ是レヨリ陸路海印寺ニ運搬シタ
ルモノナリト云フ

本經版ハ海印寺ニ在リテ無ニノ重寶タルハ論ヲ俟タ
ス實ニ本寺ノ性命トスル所ニシテ大藏經版ト云ヘハ

必ス海印寺海印寺ト云ヘハ必ス大藏經版ヲ聯想シ本
寺參詣者ハ皆一夕ヒ之ヲ觀覽セサルヘカラサルモノ

トナセリ從テ寺僧等カ經版ニ對スル注意モ亦頗ル周
到ニシテ藏經閣内ニハ實ニ一黙ノ塵芥ヲモ留メス又

蛛網ノ痕跡タモ認メス而シテ寺僧ハ經版ノ神聖ニ付
殆ント一種ノ迷信ヲモ有セリ即チ本寺カ數回ノ火災

ニ遭遇シ堂宇屢々烏有ニ歸シタルニモ拘ハラズ數百
年間藏經閣ノ依然トシテ存在スルハ畢竟閣内ニ安置
セル毘廬遮那佛ノ擁護ニ依ルモノニシテ九十四年前
本寺灰燼ニ歸シタルトキハ經閣殆ント危カリシモ一
陣ノ颯風驚然トシテ殺到シ盤火乍チ熄滅シタリ之レ
全ク佛力ノ致ス所ニシテ未來永劫冥助疑フヘカラズ
ト現ニ藏經閣ノ前面ノ牆ハ當時火焰ノ煽ル所トナリ
赭色ニ焦ケタル痕跡今以テ歷然タリ目下建物ニハ何
等修理ヲ加フヘキ箇所ナク管守ノ状態亦良好ニシテ
其守護ハ藏經閣ノ側ニアル禪房住僧ノ擔任スル所ニ
シテ晝間ハ勿論夜間ト雖尺數回ノ巡邏ヲ怠ラスト云
フ本閣内ノ一隅及東齋ニハ大藏經版ノ外ニ猶ホ其後
彫刻シタル經版ヲ夥シク藏置セリ

大藏經ノ印刷

附青木由松藏經印刷顛末

大藏經版八萬六千六百八十六枚ハ以テ經律論章疏ヲ
併セ六千七百八十卷ヲ印刷シ得ヘキモノニシテ之ニ
要スル紙數ハ實ニ十六萬二千八百九十枚ノ巨額ニ上
ルモノトス今左ニ其内譯ヲ掲ク

一、戊申歲高麗國大藏都監ニ於テ奉勅彫造タル大藏

經目錄ニ記載ノ分

目錄上卷ノ分 二千三百二十六卷

紙數 五萬四千七百八十一枚

目錄中卷ノ分 二千四百九十卷

紙數 六萬三千二百二十四枚

目錄下卷ノ分 一千七百三十一卷

紙數 三萬九千四百四十八枚

計 六千五百四十七卷

紙數 十五萬七千四百五十三枚

六 自天字函至洞字函合六百四十三函

一 目錄補遺ノ分 二百三十三卷

紙數 五千四百三十七枚

自祿字函至務字函合二十四函

合計 六千七百八十卷

紙數 十六萬二千八百九十枚

自天字函至務字函合六百六十七函

本經版彫造後高麗時代ニ於テ幾部ヲ印刷シタルヤハ別ニ徴スヘキ記録アラサルヲ以テ之ヲ知ルコト能ハス然レトモ假令之ヲ多数ニ見積ルモ百部ヲ出テサルヘシ本朝ニ至リテハ太祖高皇帝即位ノ第二年即今洪武二十六年ニ佛教方便ノ力ニ頼リ先世ヲ福シ群生ヲ

利セントノ祈願ヲ以テ本寺ノ古塔ヲ重修シ大藏經一部ヲ印出シテ之ニ納メ又世祖大玉即位ノ第二年即チ天順二年ニ五十部ヲ印刷シテ之ヲ名山靈地ニ分置セシメタリ當時金守温カ玉命ヲ奉シテ撰ミタル印經跋文中ニ曰ク

(前略)惟佛教之流于震丹其來已久其說之載于文又莫若藏經之專幸其刊板具在於海印寺近歲士民之好善者印成全部然間被國家賜于日本存者無幾予欲印就若于部分置于名山福地上為先王先后暨祖考之靈以資福吉於冥々下為法界含靈以至昆虫草木之

微幽明共利普及無際且凡事始厥為難今因肇功成至五十部將遍鎮于我國僧藍之大處卿等其措置當務之次第以聞(後略)

ト以テ當時民間ニ於テモ好事者カ全部ノ印刷ヲ為シタルコトアリ又日本ニ寄贈セラレタルコトアルヲ知ルヘシ降テ弘治十三年即チ燕山君即位ノ第六年ニ至リ又之ヲ印刷セシメタリ(楓溪集三八三)其後暫ラク中絶シタリシカ四十六年前即チ太皇帝即位ノ第二年ニ鐵原寶蓋山ノ僧南湖永奇等勸財ヲ為シ二部ヲ印刷シテ一部ヲ五臺山月精寺上院ニ藏シ一部ヲ麟蹄郡雪岳山

五藏庵ニ藏セリ最近ニ至リテハ夫武二年勅命ニ依リ
錢六萬貳千五百金ヲ(禮部)海印寺ニ下付シテ四部ヲ印
刷セシメ一部ヲ本寺ニ留メ一部ヲ全羅南道松廣寺ニ
一部ヲ慶尚南道通度寺ニ藏セシメ殘一部ハ之ヲ十三
道各寺院ニ分配セシメタリ當時宮内府ヨリ尚宮其他
ノ官吏ヲ派遣シ佛事ヲ管マシメ又觀察使監督ノ下ニ
光武三年三月七日ヨリ印刷ニ著手シ四月二十日ニ至
リ之ヲ完了シタリシカ印刷ニ關係シタル者ハ本寺僧
侶及十三道ヨリ集マリタル僧徒其他職工等無慮數千
名ニ上リ(實際印刷ニ從事シタル
モノハ百名ナリシト)印刷ハ藏經閣及構内ニ設ケ夕

ル天幕内ニ於テ之ヲ行ヒ經閣ノ門外ニ之ヲ搬出セシ
メス校正裝綴ハ法堂内ニ於テ之ニ從事シ數多ノ巡檢
ハ境内ヲ巡邏シテ以テ非常ヲ警メタリト云フ
是ニ由テ之ヲ看レハ本朝五百餘年間ニ印刷シタル數
モ亦五百部ニ滿タス從テ彫造後六百六十年間ヲ通シ
テ全部ノ印刷ハ其最大限ヲ見積ルモ百五六十部ヲ出
テサルヘク其經版ノ完全ナルモ亦宜ナリト謂フヘシ
但心經其他平常需要多キ經版ハ屢々印刷ヲ經テ磨損
ノ度甚シキモノアルハ言フヲ俟タス古來藏經印刷ニ
就キテハ嚴冬猛夏ニ際シテハ絶對ニ之ヲ禁止シアリ

夕儿趣ニテ寺僧モ之ヲ確守シタルモノ、如ク昨年三
月中寺僧ハ左ノ印刷規則ヲ設ケ之ヲ普眼堂(即チ大門)
ニ揭示セリ

大藏經版印刷規則

法性本空慧日長明伊麼之地廓然無碍向之所而不守自
性隨緣成事四聖六凡於是焉建立世諦之煩惱無量聖諦
之法門無量比若病多而藥多也推其原因此固人世之重
寶藏而其不知者即且量知而輕之者亦同扶病而遠藥也
使其從事於斯殿者即先眼

一 恒時守護者宜乎盡心竭力事

一 每有印刷據其形正面伸告于宗務院自本院通知各

首寺普請明眼宗師至心參證事

一 印刷時準備清淨供具始終致誠于各壇事

一 極熱

夏至後
處暑前

酷寒

立冬後
春分前

板本有滋折凍傷之弊決不

印刷事

一 印刷時板子出入字函秩序安祥無誤事

一 印刷經費金出公賦而入寺則自寺中恊意設行事

一 印刷金個人出之任事人及寺中公議印刷人賞金每

板子定準

新算四厘
葉錢二分

應給而其餘各項賞金相當制立事

一 印刷人心自專注精刷不為貪多勢得若有失念誤行

者每丈新賃十錢式懲納事

一 印刷事勿論大小宜遵定規重大寶藏永久保完事

一 印刷畢竟諸般修理等節該件從事人及寺中合力成

了事

大藏經版彫造年代考

海印寺所藏大藏經版ノ彫造年代ニ就テハ所說區々ニ

シテ本寺古籍ノ記事ニ依レハ唐大中壬戌(大中二壬戌ナリ其前會昌二年ハ

壬戌ニシテ今ヲ距ルコト二十九年年間即チ新羅文聖王ノ朝ニ陝

川郡ニ李居仁ナル者アリ其觀誘ニ依リ羅王ノ喜捨ヲ

以テ彫造セラレタルモノナリト云ヒ又海印寺事籍碑

文ニ依レハ高麗文宗ノ時(今ヲ距ル八百五十餘年前)

ニ刻成シタルモノナリト稱スルモノハ荒唐無稽ノ假

託説ニシテ取ルニ足ラス一ハ文宗ノ第四子大覺國師

(僧統義天)カ宋遼ニ入り南北藏本ヲ輸來シ後之ヲ刊行

シタルニ所會シタル説ニシテ是レ亦根據ナキモノナ

リ但大藏經ノ蒐集大成ニ就キテハ大覺國師ハ最モ功

勞アリシ者ナレハ其事蹟ハ之ヲ看過スルコト能ハサ

ルモノトス

抑モ高麗朝ニ於テ始メテ大藏經ヲ刊行シタルハ顯宗

卽位ノ第二年ニ在リテ大覺國師カ宣宗ニ代リテ作り

タル諸宗教藏彫印疏中ニ

前畧顯祖則彫五千軸之祕藏文考乃鏤千萬頌之契
經正文雖布於近遐章疏或幾乎墜失苟存私護寔在

以下天覺文集第十五卷

トアリ又高宗ノ朝李奎報カ王命ヲ奉シテ撰ミタル大
藏刻板君臣祈告文中ニモ

前畧昔顯宗二年契丹主大舉兵來征顯祖南行避難
丹兵猶屯松岳城不退於是乃與群臣發無上大願誓
刻成大藏經版本然後丹兵自退後畧李相國文集

卷

トアリテ外寇擊攘ノ祈願ヲ以テ彫造シタルモノナル
コト明ニシテ之ヲ大藏經版彫造ノ第一回トス即今
ヲ距ルコト九百年前ナリ

後宣宗即位ノ第三年四月ニ至リ王弟大覺國師ハ求法
ノ為メ宋遼ニ入り名僧智識ニ就キ佛法ヲ研鑽シ其造
詣スル所深廣ナリシハ佛祖歷代通載元ノ至正年間ニ
出版シタルモノ宋哲

宗ノ條下ニ高麗僧義天ノ記事アルニ依リテ徵スルコ
トヲ得而シテ其宋ニ留ルコト十四箇月宋朝ニ於テハ當時禮
部ノ官吏タリシ蘇東

坡ヲ其接待官
ニ命シタリ其歸國スルニ及ヒ佛書四千卷ヲ齎シ之ヲ彫
刻ニ付シタルノミナラス猶ホ日本ヨリモ佛書ヲ蒐集

ニ夕ルハ仁宗ノ朝王命ヲ奉シテ金富軾力撰ミ夕ル大
覺國師ノ碑銘中ニ

(前畧)春南遊搜索所得書無慮四千卷皆塵昏鐫斷編
簡壞并俱收併拾包匱以歸請置教藏司於興王寺召
名流刊正謬缺使上之鉛槧不幾稔間文籍大備學者
忻賴(後畧)

又其末ニ

(前畧)當時北遼天祐帝聞其名送大藏經及諸宗疏鈔
六千九百餘卷(後畧) (大覺外集卷十三)

トアリ而シテ又大覺國師ノ作ニ係ル寄日本諸法師求
教藏疏ニ

敬○白○諸○善○友○緣○本○國○崇○奉○佛○教○日○已○久○矣○其○開○元○釋○教○
錄○智○昇○所○撰○貞○元○續○開○元○釋○教○錄○圓○照○所○撰○兩○本○所○收○
經○律○論○等○泊○大○宋○新○翻○經○論○總○六○千○來○卷○并○已○彫○鏤○施○
行○訖○自○古○聖○以下 (大覺文集第十四卷)

トアルノミナラス前ニ掲ケタル代宣王諸宗教藏彫印
疏ノ記事ニ依リテ之ヲ證スルニ足ル而シテ其開刊ノ
年代審ナラサルモ歸來直ニ之ニ著手シ數年間ニシテ
竣工シタルモノナルヘケレハ其著手期ハ宣宗ノ第三

年若ハ第四年ナルハ明ニシテ今ヲ距ルコト約八百十
餘年前ニ當ル之ヲ大藏經版彫造ノ第二回トス
是ニ由テ之ヲ看レハ海印寺所藏ノ大藏經版ハ右第一
回又ハ第二回ノ刻板ニ非サルヤトノ疑問ヲ生スヘキ
モ事實ハ然ラズシテ海印寺ニ藏セル大藏經ヲ調査ス
ルニ卷末ニハ何年高麗國大藏都監奉勅彫造ト何レモ
彫刻ノ年代ヲ記シアリテ其翻刻ハ丁酉ニ始マリ丁未
ニ終リ目錄ハ戊申年ニ彫造シタルモノナルコトヲ證
シ猶ホ目錄補遺ノ分ハ之ニ引續キテ彫造シタルモノ
ナルコト明ナルモ(江ノ考證)顯宗及宣宗獻宗肅宗(大覺國師ハ肅宗ノ)

(第六年ニ死ス)ノ在位中ニハ之ニ相當スル干支ナシ從テ海印
寺所藏ノモノハ第一回又ハ第二回彫造ノ分ニ非サル
コトヲ断言スルヲ得而シテ此等ノ經版ハ其後高宗ノ
朝ニ至リ蒙古ノ襲來ニ遭ヒ悉皆烏有ニ歸シタルヲ以
テ當時ノ君臣ハ專心一意怨敵退散ノ祈願ヲ籠メ更ニ
第三回經版彫造ノ大事業ヲ成就シタリ是レ實ニ海印
寺所藏ノ大藏經版ニシテ其干支モ亦全然符合セリ
第三回藏經ノ彫刻ハ高宗即位ノ第二十四年丁酉ニ始
マレリ李奎報カ王命ヲ奉シテ大藏刻板君臣祈告文ヲ
撰ミタルハ七十歳ノ時ニシテ其丁酉タルハ李相國文

集ノ年譜丁酉ノ條ニ是年又奉勅作大藏經刻板君臣祈
告文トアルニ依リテモ明ニシテ其祈告文中ニハ實ニ
左ノ記事アリ

前略達旦之為患也其残忍凶暴之性已不可勝言矣
至於癡瘖昏昧也又甚於禽獸則夫豈知天下之所敬
有所謂佛法者哉由是凡所經由無佛像梵書悉滅之
於是符仁寺之所藏大藏經版木亦掃之無遺矣嗚呼
積年之功一朝成灰國之大寶喪矣(後略)

即今其灰燼トナリタル經版ハ第二回ノ刻板ニシテ大
覺國師力熱血ヲ滅キ蒐集刻成セシメタル宣宗朝ノ大

藏經版ナルハ言ヲ俟タスシテ推定スルコトヲ得ヘシ

(第二回ノ刻板ニ或ハ含ムルナラシム)

又右祈告文中ニ其積年ノ功ニ成リタル

大寶ノ喪失ハ實ニ忍フヘカラサル所ニシテ佛乘完護
ノ責ヲ全フセサルノ罪ヲ謝シ鉅費ヲ惜マズ速ニ之ヲ
成就スヘキコトヲ誓フテ曰ク

前略況有國有家崇奉佛法固不可因循姑息無此
大寶則豈敢以役鉅事殷為慮而憚其改作耶今典宰
執文虎百寮等同發洪願已署置旬當官司俾之經始
因考厥始草創端則昔顯宗二年契丹主大舉兵來征
顯祖南行避難丹兵猶屯松岳城不退於是乃與群臣

發無上大願誓刻成大藏經版本然後丹兵自退然則
大藏一也先後彫鏤一也君臣同願亦一也何獨於彼
時丹兵自退而今達旦不爾耶(後畧)

ト以テ其怨敵退散ノ大願ヲ發シテ大藏經版彫鏤ノ大
事業ニ著手シタルヲ見ルヘシ爾後拮据經營十五箇年
ニシテ始メテ全部ノ完成ヲ遂ケタルモノナルハ左ニ
掲グル李相國集跋尾ノ文ニ依リテ明ナリ

嗣孫益培言祖文順公全集四十一卷後集十二卷年
譜一軸行于世者尚矣多有訛舛脫漏之處今者分司
都監彫海藏告畢之暇奉勅鏤版幸守比郡以家藏一

本讐校流通耳

辛亥歲高麗國分司大藏都監奉勅彫造

校勘河東郡監務管句學事將仕郎良醞令

李益培

錄事將仕郎軍器注簿同正張世候

錄事將仕郎軍器注簿同正洪湜

副使晉州牧副使兵馬幹轄試尚書

工部侍郎使金光宰

右辛亥年ハ高祖^宗即位ノ第三十八年ニシテ今ヲ距ルコ
ト六百六十年前ナリ之ヲ大藏經版彫造ノ第三回トス

之ヲ要スルニ海印寺所藏ノ大藏經版ナルモノハ其彫
刻高麗高宗即位ノ第二十四年酏ニ始マリ十一年ヲ經
テ同王即位ノ第三十五年軼ニ一旦完結シ六千五百四
十七卷ノ大藏經目錄ヲ刻成セタルモ其後猶ホ補遺ト
シテ宗鏡錄以下二百三十三卷ノ論鈔等ヲ同年ヨリ四
箇年間引續キ彫造シ前後合セテ十五箇年間ノ歲月ヲ
積ミ同王ノ即位第三十八年辨ニ至リ茲ニ全部六千七
百八十卷此經版八萬六千六百八十六枚彫造ノ大事業
ヲ完成シ東洋ニ於ケル藏經ノ最古版タル唯一ノ高麗
版ヲ今日ニ遺シタルモノナリ



順頌
時祺

吉東印

唐成八月三日



文云
敬請
大安

吉東用印

吉田半正刻

國書刊行會

國書刊行會

一 資産 金貳百零拾萬三千百貳拾五圓七拾五圓
一 負債 金百四拾三萬七千零百六拾四圓五圓

差引残高

金八拾零千八百七十九圓五圓

外 金五拾一圓 別口支分

計金百零一萬八千七百六十四圓五圓

内

金拾一圓 東京各店 南島 其他諸事

金拾五圓 必要揚美却負債償却 必要大別諸事

再差引金八拾八千八百五十四圓五圓

京都大坂及神戸之店ニ要スル資金

金八拾一萬貳千〇七圓七拾五圓

大坂各店 自十一日迄 十五日迄 土地等

金貳拾零萬圓

右ノ九ノ負債ヲ償却ス

金五萬五千圓 日本生命

金九萬圓 川崎銀行

金五萬圓 商工銀行

金七万七千円 辻

計金貳万七千円

外 剰余金貳万七千円

有價証券ヲ賣リ得ル所

金八万八千七百五円拾五

右ニ左ノ負債ヲ返済ス

金五万四円 三井銀行

金七千四円 鴻池銀行

金七千四円 商工銀行

金七千七千四円 東京銀行

計金六万四円

外 剰余金貳万八千七百五円拾五

右ニ左ノ負債ヲ返済シテ、剰余金ヲ得

金貳万五万四円 負債償却金

金五万七千七百五円拾五 剰余金

此ノ際ニ左ノ總負債額ハ

金百貳万四万七千七百五円拾五

東京各古屋閉店京都大阪廣張ノ際ニ左ノ支出金

金一萬五千六百七十五円拾五

負債償却高

閉店費用等

京都大坂擴張費

斗金八拾七萬六千五百零七圓七角四分

右支拂金九萬九千五百三十三圓九角四分

金貳拾一萬圓 地所埋保身負債

金五萬七千七百五十四圓七角四分 剩餘金

金壹拾一萬七千七百零七圓七角四分

一ヶ月間の借入金

金貳拾一萬圓 別支出金(門前倉)

金貳拾一萬圓

別融入(信託社)

斗金八拾一萬六千五百零七圓七角四分

此時迄の負債ハ

総額金八拾五萬九千九百四十四圓七角四分

その後、負債償却に充てられ、回収金九萬九千五百三十三圓九角四分

金五萬七千七百五十四圓七角四分

商品償却代

金四萬六千九百八十四圓七角四分

糸店一切代金

金六万四千五百元 土地家屋 在右方九ノ如シ

各店より回收金

金七万五千四百元 土地家屋 在右方九ノ如シ

滞り貨金

金五万九千四百元 土地家屋 在右方九ノ如シ

営業付着金

金六万一千四百元

別々支出(門業金)

金五万四千四百元 土地家屋 在右方九ノ如シ

土地家屋売却代

斗金八万五千九百四十元 土地家屋 在右方九ノ如シ

以テテ土地家屋 在右方九ノ如シ

金百五十万九千九百九十九元 不産産総高

金貳拾万九千九百九十九元

最新売却金

金拾万九千九百九十九元 土地家屋 在右方九ノ如シ

金八万九千九百九十九元 土地家屋 在右方九ノ如シ

右不産産売却金 九万九千九百九十九元 土地家屋 在右方九ノ如シ

金五万九千九百九十九元

土地家屋売却金

利子及損失補填金

差引金貳拾伍万八千百叁拾肆八拾柒拾壹元

不動產殘存

外

金貳拾万四

商 品

金拾万

京都坂新管費

金貳万伍千柒百肆拾柒元

什 器

計金八拾八万八千七百六拾肆肆元

第三回以後漸次回収負債償却充つモノ

金六万五千七百七十八圓七十九兩九錢九厘
商品売却代金

東京各店を分りて漸次各店より償却スル

金四万二千九十八圓八錢九厘
糸店一切代金

（別償却し得た金ハ先金回収し得モノと徴ス）
（別償却し得た金ハ先金回収し得モノと徴ス）

金六万四千六百七十八圓八錢九厘

各店より回収スル金額

金七万五千四百七十八圓八錢九厘
満償金

怖債金回収し得モノと徴スル金額七千四百七十八圓八錢九厘

金五万二千四百七十八圓八錢九厘
営業用付器売却金

但内或一万圓京杭右取及神戸店に充てり其他は却り

六千四百七十八圓八錢九厘
六千四百七十八圓八錢九厘

七千四百七十八圓八錢九厘
七千四百七十八圓八錢九厘

金一萬圓
別支出

金五万四千六百七十八圓八錢九厘

土地家賃代

子供が玩具を弄るを以て先きに急務を以て
示すに過ぎぬと云ふ何れと云ふ人も欲らざる所
し何れも之を以てしむるを以てしむる
(のりたりの)

○是れ各地に於て観望の回書録と銘するも
の遊くまゝにその部が如何なるものか
らんきと云ふことせよそのまゝに問合ひせよ
多し知れども又部が如何なるものか
何れに於ても其の如何なるものか
生ぬるの半日と云ふこと又部が如何なるものか

算りしと云ふこと此れが其の要旨なりと
述べてしむるは大臣(カネキ)の如何なるものか
之を以てしむるは先づ其の上の部が如何なるものか
ゆいしむるは其の如何なるものか
何れも其の如何なるものか
其れを以てしむるは其の如何なるものか
今更に其の如何なるものか
大体を以てしむるは其の如何なるものか
何れも其の如何なるものか

領の記号は能くしきと進言元換せしむる
し、ら空回も領の分給入七とつき大佐
廿門の分ち草あちをむくしき本年十一月
ありし脱行の印者工提出しき各印の
外に惣意をいふの吉日を附録とすしき
大佐斯のことく法しむる之印者工具申
しき是也



文云

滋葉枝外
松松意物

文云

山方水色
風清月白

録其石





大日輪
 鋼印
 大日輪
 鋼印

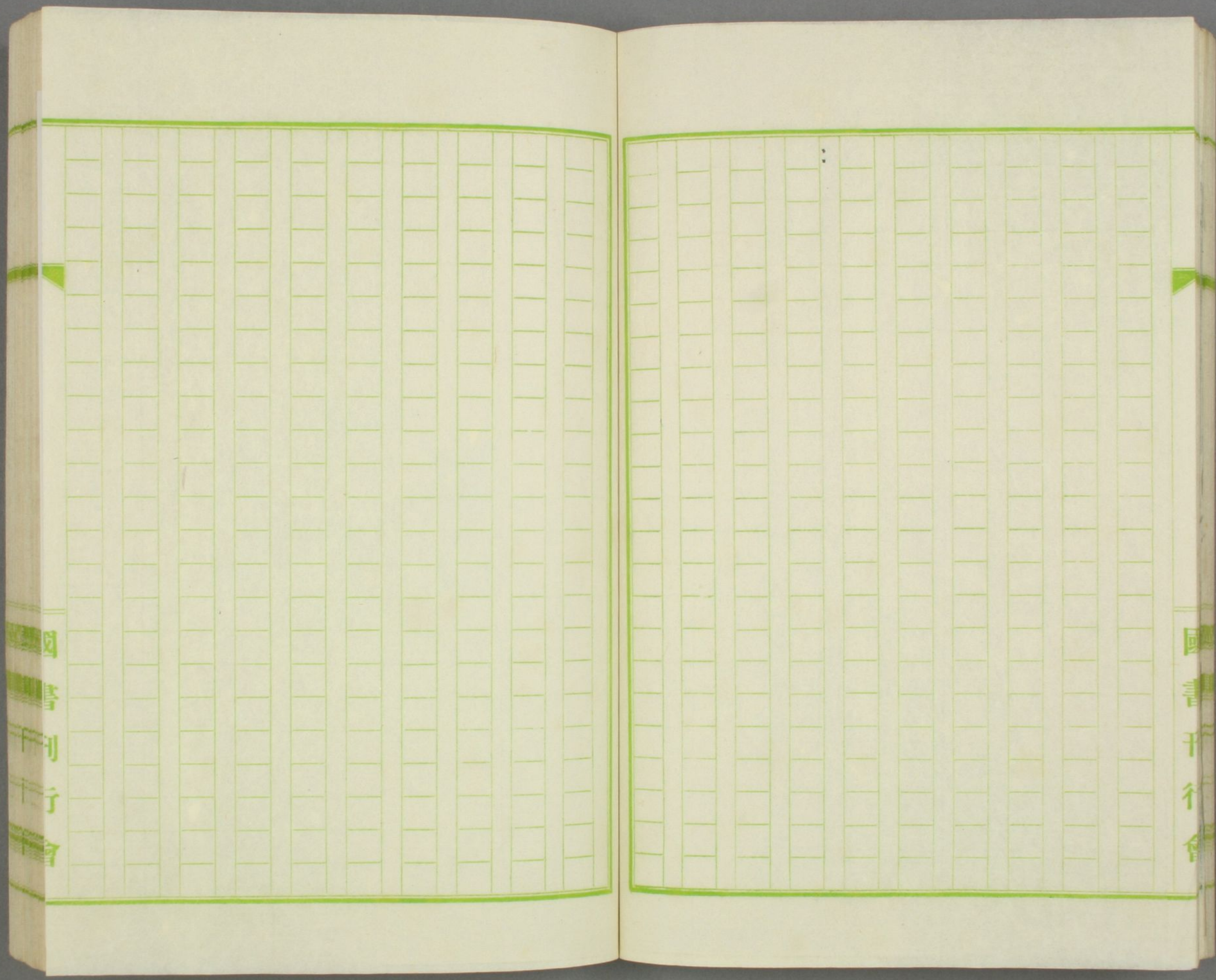
鋼印
 大日輪



平運也
 大日輪

平運也
 大日輪

〇の四十四年八月十日考りぬる先概越く此也
 余の新ぼり文法の形より文法に形あるはきき
 年内子憶娘やうとある未だ手紙を紙取の字
 織造の役をそと冬初法水の歌をこへまきぬ
 付を行く、中中の法水の歌をそとぬえつてま
 上の色もくおるの形りまうし



國
書
行
會

國
書
行
會

以下
16 丁
白紙

一と

○併し前もきくし音を法をいふれんを從來
寺前の世に及しるるをゆつて一回は法を
奉じし事もきく國を母といふ流るをりて
来て三日間を坐しつるを交る接するを
その仕末に終る膝のな疾痛を免わする
ゆつて大世に誰んかゆつてゆつてん物を使
を考へてん生花料を賜ふつてんをゆつ
雨の元克榮をゆつてん花環をゆつてん蘇
儀へん克彩をゆつてんことゆつてん

○奥のまきり枝の法部師の関係してる子う
に部下の事務多きるをゆつてゆつてゆつて
併しゆつてゆつてゆつてゆつてゆつてゆつて
まきりゆつてゆつてゆつてゆつてゆつてゆつて
え張回まきりゆつてゆつてゆつてゆつてゆつて
ういゆつてゆつてゆつてゆつてゆつてゆつて
名ゆつてゆつてゆつてゆつてゆつてゆつてゆつて
中の熱心ゆつてゆつてゆつてゆつてゆつてゆつて
一ゆつてゆつてゆつてゆつてゆつてゆつてゆつて
友長ゆつてゆつてゆつてゆつてゆつてゆつてゆつて
池ゆつてゆつてゆつてゆつてゆつてゆつてゆつて

桑衝やその子一切を指圖し余をも或人と
此れを聞し其末頭を方する無くして
かある

○新編の遺施の坊を移し使物と或人の
宮城城心ある雪治とてけいし三四ヶ月
もまゝに使物と使物と大なる使物と或
ここととまゝつて調教も務まるるる人
四方の池せと桑衝を傳業ぬるをも急
入文治のころけいししめゆらとある用
つがんと笑大のころけいししめゆらと
ある

いふ事をぬく人を出さるるのころけいし
出さるる事しとの事集るるころけいし使物
を或し、保守的の内なるまゝに或れと或
るまゝつた

○桑衝とてまゝに後々の者の坊を或れ
しとていんを究むる一院路とてこのまゝ
同に或れ
を出入する大舎紀の伝教するまゝと或
しとていんを究むる、同に或れ
るまゝと或れしとて鄭重なるまゝと或
るまゝと或れしとて結果自

元是のまじり叶ハぬと之のち一原因かあるは、
 言卯りきりしと^言たのころん^言と^言を^言を^言と^言扱ハ
 ぬと之のいさ^言に^言あ^言さ^言と^言後^言令^言の^言て^言を^言を^言扱^言く
 けり^言と^言行^言く^言と^言扱^言ぬ^言と^言こ^言り^言と^言二^言る^言或
 十^言の^言権^言を^言傳^言信^言し^言と^言扱^言る^言と^言そ^言の^言す^言に^言究
 して困^言つ^言と^言そ^言の^言す^言を^言裁^言定^言の^言前^言の^言の^言を^言了^言し
 方面^言の^言形^言勢^言を^言感^言定^言と^言扱^言し^言と^言そ^言の^言す^言と^言扱^言し^言
 り^言を^言ら^言し^言と^言そ^言の^言す^言を^言為^言す^言こと^言と^言そ^言の^言す^言と^言扱^言し^言
 の^言て^言裁^言定^言く^言と^言扱^言つ^言と^言そ^言の^言す^言は^言も^言の^言三^言と^言所^言と
 ●丈人の膝を^言扱^言する^言と^言扱^言る^言の^言別^言に^言扱^言ぬ^言

三途の河を^言この^言す^言と^言扱^言ぬ^言と^言扱^言ぬ^言と^言扱^言ぬ^言
 下^言の^言扱^言ぬ^言

○自今^言き^言と^言所^言ある^言寺^言も^言た^言し^言ぬ^言又^言と^言所^言地^言も^言と^言扱^言ぬ^言
 言^言と^言扱^言ぬ^言は^言い^言ん^言と^言扱^言ぬ^言と^言扱^言ぬ^言と^言扱^言ぬ^言
 と^言扱^言ぬ^言と^言扱^言ぬ^言の^言扱^言ぬ^言と^言扱^言ぬ^言と^言扱^言ぬ^言
 七^言所^言の^言扱^言ぬ^言の^言扱^言ぬ^言と^言扱^言ぬ^言と^言扱^言ぬ^言
 と^言扱^言ぬ^言又^言と^言所^言地^言を^言扱^言ぬ^言と^言扱^言ぬ^言
 の^言扱^言ぬ^言と^言扱^言ぬ^言と^言扱^言ぬ^言と^言扱^言ぬ^言
 の^言扱^言ぬ^言と^言扱^言ぬ^言と^言扱^言ぬ^言と^言扱^言ぬ^言
 裁^言定^言の^言扱^言ぬ^言と^言扱^言ぬ^言と^言扱^言ぬ^言と^言扱^言ぬ^言

是し骨と云ふは五十六分の養ひて收むるを
ひある

○其宗の養育式の元はおきとぬるも前より
ふしひあるをいと其宗の物名びおひう
しりじランと云ふくさくさくぬ評ひと云
う給ふ式の例の程ういぬめ、式う終り
かこんむをれん養育するまゝ人七少くする
うら比、他宗流ともするも死あるをぬし給
るも深むてあると云ふ國土起るさくさくじ
味るをい、式の例の程うくさくさくす、いぬ

歎

○其言の如く、能くと云ふるの道終り一ぬ
あるの能くさくさく電信とぬぬの節使とす
へて一由りなるふ十の心し七年前取ると云ふ
仕末、まゝりぬ十考のぬぬぬぬぬぬぬぬぬ
廣きを信託しとく、ひりるかぬぬぬぬぬ
ツト靴つとと云ふぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬ
じりくじりく吊靴のぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬ
ぬぬぬと二由りぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬ
とらぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬぬ

○冬方雨多りくわりのものを物置んこがきつひの
石塚外一人し家後を金い盡うき物置の
もとり終ふ全言ひ入んこ百日稱一双を物
置んこえう事ある人こままこと二日新し
く成てんれ物置をも死を日物置の飛こ
おるうろく行りこるあうさうい、きや代りこ工
ニナ工凡うあるのむある、遠方うか、とせ死
と物置あひい、此の工凡ある、備備を心
もさあしてたる物置、成じい

○葬式の海ら此より、あつて年内物置の考を元
つと内このしの丈又海後を物置しと、人及男
女併せて四十物置、車あ、宅を掃くし此耳
の大定也

○葬式一切のちう用約二万の十母とあねにう能
を金うんか、ころの十母とら、葬儀を物置
をちと、いんご地住のあつて、西の、この
也

○葬式の後、故トントをさうさう、あうと初め
ハ物置もけ、さう、さう、あう、物置も物置、
こんと葬式中、あつて、つたん、マリヤ、石山、

後也樟樹をほめしむると、吾物もかぬの
は身入うまをたおろく庭の深きむす
のあまのゆせと此の木の掃除をせうと其九
このこと、尚接する位牌と銘うた壇を流強
う葦葺す後書のにほひるむむを記述
よむむむむむむ

のほろ氏を治名を解言候と命した余
の成ると解る何と命するう例むあむ
節節、進むれものをあま文するむ及む
と思ふるまむむむむむむむむむむむむ

寺の(重)目を増養すう場合うま寺の(う)
ま、世のう候と改らる候うむむ

〇段の向子報す也自身の所をまらむすの
うとつうううううううううううううう
ゆきの候をまむむむむむむむむむむむ
身節のしむむむむむむむむむむむむむ
段ううううううううううううううう
まむむむむむむむむむむむむむむむ
ううううううううううううううう
と母ふまむむむむむむむむむむむむ

國
書
刊
行
會

國
書
刊
行
會

以下
16 丁
白紙

子をかきとせしむるは命を以て織る事なり
九心を改むるを命を以て織る事なり
と云ふは誤り也
紙の地のつらさを杯を著けしむるに
ちも少のつらさを著けしむるに

○朝鮮の威鏡なるか
お神あり、其年身自
意味の事也、
年起るに
れを擧ぐるに

真の事なり
併し本別を
其来らるるの形を
○ほ内
此ら
ことと
おと前年
を裁し
ニく也

○ほ内
此ら
ことと
おと前年
を裁し
ニく也

震師四五を補走す、こゝに後をる既と
る、日本人九月十五日福の勅令、不
のこの事

○余はゆき道の善行を聞きて、
んことを終し、馬をくまの(子)に譲り、
笑つて出づ、くまの(子)は、余を、
す、おれ終んは、下婢、くまの(子)に
の料をえし、し、くまの(子)は、
ハ、す、くまの(子)は、余を、
筆蹟の流瀾を、き、くまの(子)は、

又、流き、くまの(子)は、漸やく、
の料を得、くまの(子)は、
七、くまの(子)は、
斯人を、くまの(子)は、
四十二年九月三日(記)

○本の書雨の、くまの(子)は、
け、くまの(子)は、
後、くまの(子)は、
つ、くまの(子)は、

第一号一先哲手函二十七卷

日号二 口上 十七卷

中二号 名人手簡 十二卷

中三号 所為名家手簡 五卷

中四号 華書遺墨 九卷

中五号 明畫考東 十一卷

中六号 雜 十七卷

中七号 西山而 七卷

中八号 雙魚龍圖 七卷

中九号 犀角復助 十一卷

中十号 金芝草書簡 五卷

中十一号 雜簡 十二卷

中十二号 西伯古簡史也 十二卷

中十三号 山易其他 十二卷

中十四号 前樂遺墨 二卷

以上る六十二卷

外二編とる是る之の一編毎二卷

のき、是る之の約三十あり

十年の若辛一注し流しんが未比二万卷

はらへる(×)が (の)は四十二年八月四日

志(×)が

○紙ぬ身心一糸とて、南宮分をまうたあ
のうあ、後、秋の事いふ、おはては、
このひ、作、谷と一、向、残、り、を、
七、所、と、あ、ら、の、あ、ま、ま、道、
田、の、徳、夫、の、子、ひ、荒、
あ、の、あ、ら、ん、と、も、
と、ら、と、ら、と、ら、と、ら、と、
折、し、と、ら、と、ら、と、
く、と、ら、と、ら、と、ら、と、
は、あ、も、と、ら、と、ら、と、

し、は、つ、後、く、
越、前、と、ら、と、ら、と、
と、ら、と、ら、と、ら、と、
道、と、ら、と、ら、と、
北、の、あ、ら、と、ら、と、
に、後、も、と、ら、と、
道、上、の、と、ら、と、
し、と、ら、と、ら、と、
よ、と、ら、と、ら、と、
道、と、ら、と、ら、と、

書にせしむるものありては、あつたしよ
ちていふものも、皆なふたつに、
後叙を入れた。と、作品の残るもの
稀なること。

○岩倉衣府の書きと、
九つと、
路とすまは、
のりあふ、
ここのり、
遺墨の心、

粟の位よりいふ

抄

と、

中

宮

ころ

ん

亥

亥

うつと多命に判るとして入るに中書
位産の形とせり

〇 人磨像

紙本

圓抱一 和紙の産

圓と 信玄相匠に古圓に倣ふ

抱一の形似あり

の産の形似を人丸の

そのくちとあつての浦

の形と題する

流石に六の圓と等しと文あり
ゆゑ顔より奪はるるに味
あり

誠と其右十位載する所と云ふ
河内家花をの産を云ふ似るに
面顔同じいなり河内家のを
圓と云ふに似るに
此の位産を云ふのゆゑを
圓のくちとあつての浦
と云ふに似るに

きいさるゑ何れか、いさる現に集む
十燈の歌をいさる、國中の歌の歌外
ニ燈とせむとせむと

北陽の歌をいさる、いさるの歌の歌外
の海列の歌をいさる、中田の歌の歌外
いさるの歌をいさる、いさるの歌の歌外

いさるの歌をいさる、いさるの歌の歌外
いさるの歌をいさる、いさるの歌の歌外
いさるの歌をいさる、いさるの歌の歌外

いさるの歌をいさる、いさるの歌の歌外
いさるの歌をいさる、いさるの歌の歌外
いさるの歌をいさる、いさるの歌の歌外

いさるの歌をいさる、いさるの歌の歌外
いさるの歌をいさる、いさるの歌の歌外
いさるの歌をいさる、いさるの歌の歌外

いさるの歌をいさる、いさるの歌の歌外
いさるの歌をいさる、いさるの歌の歌外
いさるの歌をいさる、いさるの歌の歌外

いさるの歌をいさる、いさるの歌の歌外
いさるの歌をいさる、いさるの歌の歌外
いさるの歌をいさる、いさるの歌の歌外

ゆきとしふ此ころ嘉納氏字三六版二附
し全部を一括して吾國古蹟の類を
ここの格を此の書も又るをいふと古体系
にその大きさをせよまきんもろく上野氏
花とては授けしもの雄師妹等の教授を
いふことと論る。嘉納氏とては
まは尾の向原師の著述を附する
多あり初しと格のたしむるに及ぶすと
ふし

明治三十四年九月十五日の夜

南都尊徳院聖徳花無花字延敷千巻
皆聖徳太子御二朝御物也之見有唐人
真蹟麻幾綺帯古香芬郁漢翰精絶
絢爛舒錦維新之後奉入 秘府然其
時散在人间者已多不可窮詰矣。御
靴嘉納白鶴表以重價購獲唐
抄書函圖漢文亦為尊徳院御物既而
差を麻子税所子爵家展轉歸嘉納氏
其書出於唐人刑録全衰久就散逸

白粉君所獲乃其才廿七卷分為三章其一
 曰才廿一過三佛本生地全教舍利塔今
 見在圓讚刺取法顯玄奘所述西域法成
 文其二曰才廿二北神州感通育王瑞像
 圓讚其三曰才廿三北神佛像立塔感通
 事迹圓讚並隱末托道宣集神州三寶
 感應錄中事每章宜有回今皆不存
 章末綴錄蕭齊竟陵王淨住子淨
 行法及王融淨行欲淨行法自慶畢故也
 忠對門才廿二緣境無礙門才二十三及卷

劉國讚相合 與張濤編竟陵王集王寧
 荆集所收校對無甚異因書法禹勁秀
 媚脫去經生畦途視撫懷仁集聖教序
 而論其格勢竟近徐季海顏延之公
 豈州天削名手所書耶白粉君既獲
 此書寶不忍獨享其福用玻璃版照印
 將以貺母之曰好焉此書今存三卷外嘉
 納氏所獲而浪華上卷氏掌樂中村橋
 井法氏卷有數十行余考其文皆當在
 才廿五卷內上卷氏卷三十三行及余卷二行
並淨行法十種懸掛門及卷中

付と傳つるゝこゝく自ら中若者ありしと云つ
て見ん心集あり地雲は欲うしと云ふも文
中の懸念をうゝこと物を文の字、之は意の
す辨いゝす寸隙又まゝくも前々辨いゝ
赤碓の考文と傳はしを机上に珠と云ふまゝ
送る俟五十月也(四十二九月十五夜記)
也来日若くはを獲る事なし是れ以て初
う湯も醫治せしむる送る、俟五十月(四十三九月十
五夜記)

一協をさげんと初しともの圓くも若くは方
に於て印をえとるゝとものゝ編本うともの
十言福成のる初しともの一語も

一微若を意或る禪圓論漫文明意
と音觸角以の持眼西洋菜と氣
氣と氣

一協の物微を若く押しと云ふとくし初の三
十一及び人の印と持あり

○一回一の一にまは流の考文をいふとくし初れ
のふまゝ葉も其あのみく初うとくし初れ

のびるにふくむる。此一月月かゝる獲る
よるをみるは

青磁茶

白磁茶

ゆ代上手 毛彩物

日 地味 石古古きゆ代

印 茶 善慶寺 秘伝

七口 海老茶 南京 茶毛

朱 斑竹茶

乾 漆 草 細茶 夏所茶

口 大抵 日本製

銀 細 草 〰〰〰

擬 こま塗茶 日本茶 米毛

陶 草 道八茶 南京竹末

口 茶 朱 外 茶 南京後

口 茶 朱 〰〰〰

茶 檀 草

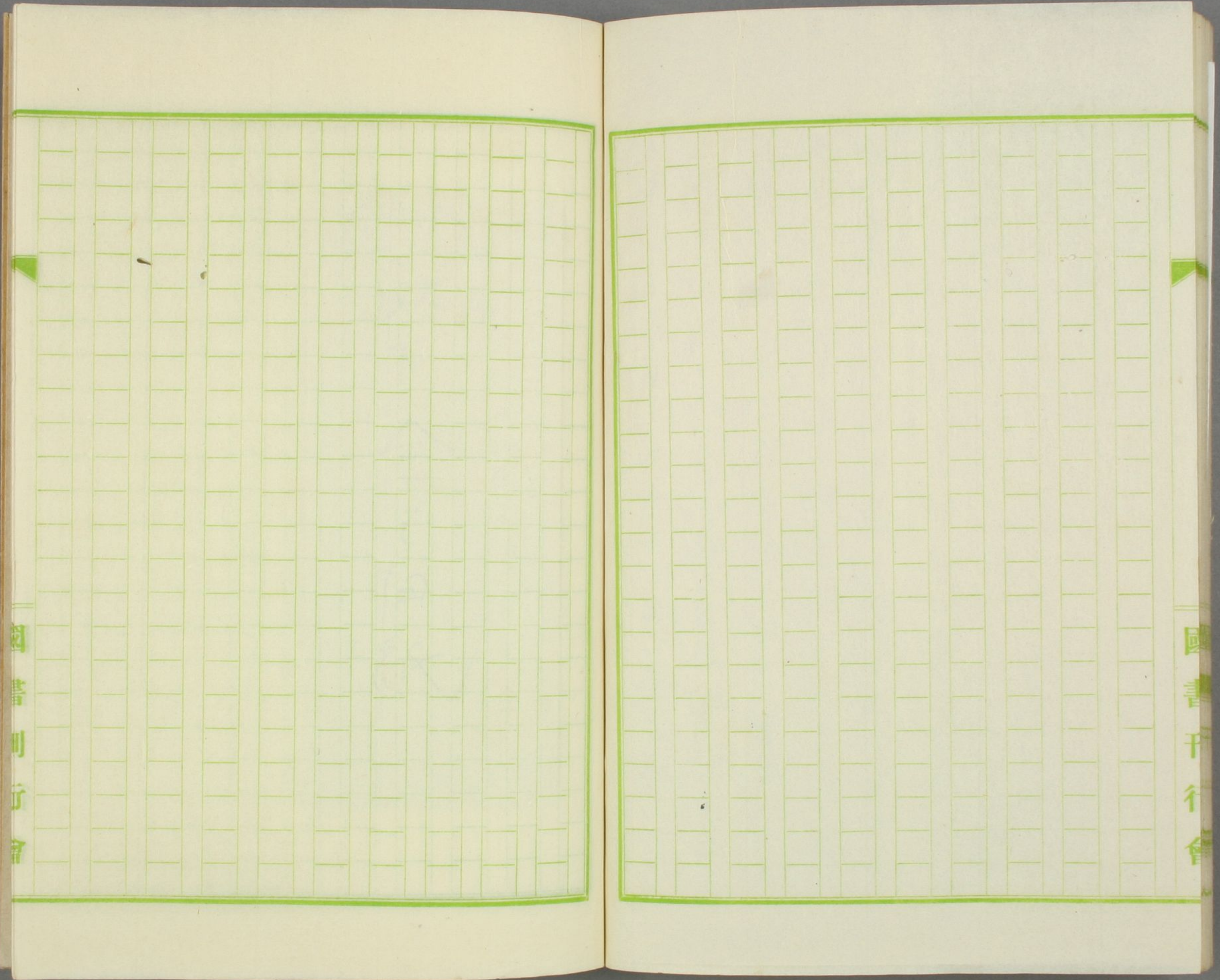
木 彫 時代 茶

器 竹 茶

焼 陶 草

根 皮 茶 飾 草

鏡 象 眼 草



國語行會

國語行會

以下全て

白紙

